

教弘

# 新教弘医療保険 $\alpha$ (無配当)

医療保険(14) (保険料払込中無解約返戻金型)

教職員のための  
教職員だけの  
医療保険

2024.10改訂

# 女性教職員のニーズに応える安心保障

女性のために

Point 1

## 働き盛りの女性に安心! がん(悪性新生物)や女性特有の病気\*を手厚く保障します

女性疾病入院特約(14)を付加した場合

所定の女性特定疾病で入院された場合、主契約の入院給付金に女性疾病入院給付金が上乗せされます。

- \*女性特有の病気 例
- 乳房・子宮・卵巣の良性新生物
  - 子宮内腺症
  - 妊娠・分娩の合併症
  - 帝王切開 など

短期入院安心ポイント

Point 2

## 短期の入院にも手厚い保障! 1泊2日以上10日目までの入院で 一律10日分をお受取りいただけます!

ケガや病気による入院、手術または放射線治療を保障します。特に1泊2日以上10日以下の継続した入院をされた場合、一律10日分の入院給付金をお受取りいただけます。

入院11日目以降は、入院日数に応じた金額をお受取りいただけます。

Point 3

初期加算タイプの場合

## 入院初期の費用をカバーする 入院初期加算給付金を上乗せ!

「初期加算タイプ」をお選びいただくと、入院開始後30日目まで「入院初期加算給付金」が上乗せされます。

入院初期加算給付金  
(=基本入院給付金日額×入院日数)  
日額が2倍!  
災害入院給付金または疾病入院給付金  
(=基本入院給付金日額×入院日数)

入院開始 30日目  
1泊2日以上10日以下の継続した入院をされた場合、一律10日分の入院給付金に加えて入院初期加算給付金もお受取りいただけます。

長期入院安心ポイント

Point 4

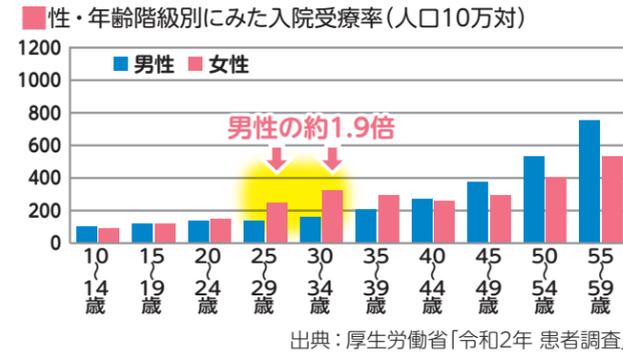
3大生活習慣病入院特則・支払限度変更特則を付加した場合

## 保険料払込期間満了後は、60日から120日まで拡大! しかも3大生活習慣病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)による入院は、 支払日数が無制限!

災害・疾病入院給付金の1入院あたりの支払限度日数は、「支払限度変更日(保険料払込期間満了時、終身払は65歳時)」以降は60日から2倍の120日までに拡大します。また所定の3大生活習慣病により入院された場合、疾病入院給付金をお支払いできる日数を無制限としました。

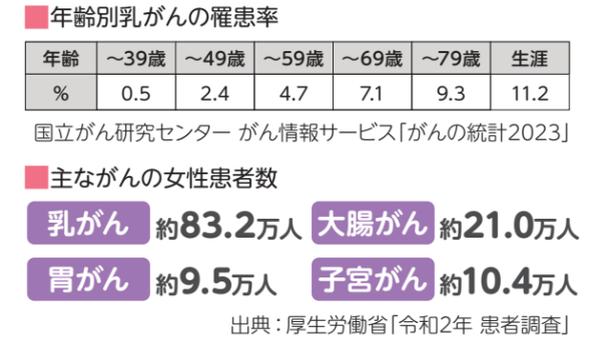
## 女性の入院状況は?

20代、30代は女性の入院リスクが高くなっています。



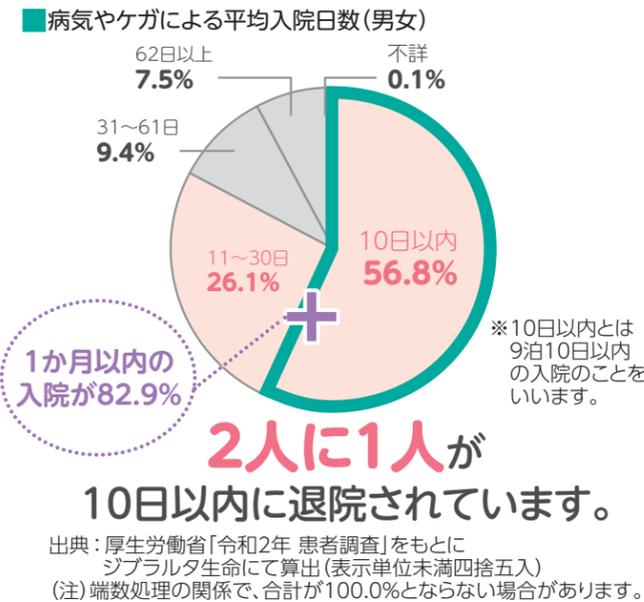
## 女性に多いがんは?

女性のおよそ9人に1人が乳がん。



## 入院日数って、どのくらい? 費用はいくらかかるの?

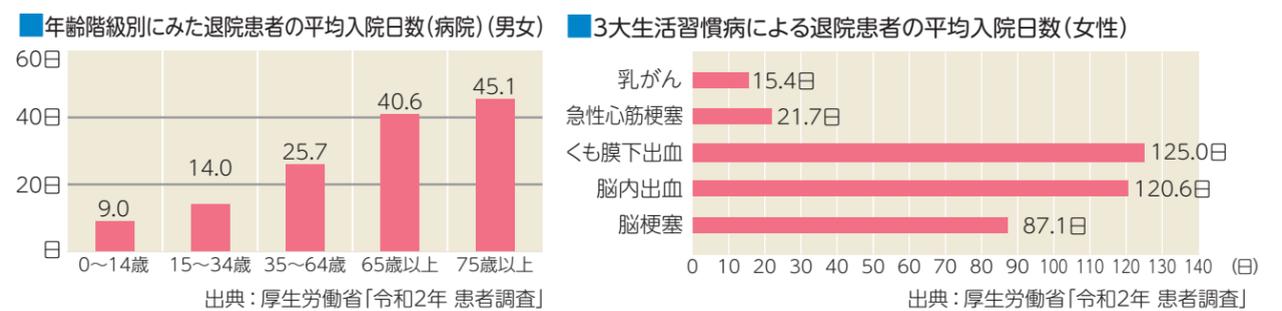
近年、入院日数は短期化の傾向にあります。しかし、入院日数にかかわらず入院初期にはさまざまな費用の自己負担が考えられます。



- 医療費以外にかかる費用(例)
- 差額ベッド代
  - 入院時の食事代の一部負担
  - 入院時に使用する日用品(パジャマ、タオル、洗面用具、テレビ使用料など)
  - 書籍(本・雑誌・新聞など)
  - お見舞時のご家族の交通費・食事代
  - 快気祝いのための費用
- 入院費の自己負担費用(女性)  
平均約19.7万円
- ※過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人の平均  
※治療費・食事代・差額ベッド代などを含む  
高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額  
出典:生命保険文化センター 令和4年度「生活保障に関する調査」

## 年齢による入院日数の違いは? 3大生活習慣病による入院日数は?

入院日数(在院期間)は高齢になるほど長期化する傾向にあります。また3大生活習慣病の入院は長期にわたることがあります。



# 教職員の皆さまのご意見を取り入れた、教職員のための医療保険

## 保障内容例

新教弘医療保険α初期加算タイプ 保険期間:終身 基本入院給付金日額:5,000円 (女性疾病入院給付金日額:5,000円)

	お支払事由	お支払額	お支払限度	
入院	ケガで入院 [災害入院給付金]	1泊2日以上10日以下の入院 一律10日分 <b>50,000円</b> 基本入院給付金日額×10	1入院につき60日・120日(*1)、 通算1,095日	
	病気で入院 [疾病入院給付金]	入院11日目以降 1日につき <b>5,000円</b> 基本入院給付金日額×入院日数	1入院につき60日・120日(*1)、 通算1,095日 3大生活習慣病による場合(*1)、 1入院・通算ともに無制限	
	<b>入院初期加算給付金</b> (入院開始後30日目まで)	災害入院給付金または疾病入院給付金の支払 られる入院をしたとき	災害・疾病入院給付金それぞれ について 1入院につき30日、 通算540日	
	<b>女性疾病入院給付金</b> <女性疾病入院特約(14)>	所定の女性特定疾病で2日以上継続して入院 したとき	1日につき <b>5,000円</b> 女性疾病入院給付金日額×入院日数	1入院につき60日・120日(*1)、 通算1,095日
手術	入院中の手術 [手術・放射線治療給付金]	1泊2日以上継続入院中に、公的医療保険の 対象となる手術を受けたとき	1回につき <b>10万円</b> 基本入院給付金日額×20	お支払回数は無制限
	外来・日帰り入院(*2)での手術 [手術・放射線治療給付金]	外来・日帰り入院で、公的医療保険の対象とな る手術を受けたとき	1回につき <b>2.5万円</b> 基本入院給付金日額×5	お支払回数は無制限
	放射線治療 [手術・放射線治療給付金]	公的医療保険の対象となる放射線治療を受け たとき	1回につき <b>5万円</b> 基本入院給付金日額×10	お支払回数は無制限 (ただし、60日の間に1回を限度)
ドナー	骨髄・末梢血ドナーとして手術 [骨髄・末梢血幹細胞採取給付金]	責任開始日からその日を含めて1年経過以後 に、骨髄・末梢血幹細胞採取手術を受けたとき	<b>10万円</b> 基本入院給付金日額×20	保険期間を通じて1回のみ

\*1 「新教弘医療保険α」には「3大生活習慣病入院特約」「支払限度変更特約」が付加されていますので、3大生活習慣病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)による入院は、支払日数無制限で疾病入院給付金をお受取りになれます。また、1入院あ  
たりの支払限度日数は「支払限度変更日(保険料払込期間満了時、終身払は65歳時)」以後、60日から2倍の120日まで拡大します。〔3大生活習慣病入院特約〕「支払限度変更特約」を付加しない「新教弘医療保険αシンプルタイプ」もあります。  
\*2 「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一となる入院であり、お支払事由に該当する入院かどうかについて、当社では入院基本料のお支払いの有無等を参考にして判断します。

## お支払い例

(左記の保障内容例の場合)

ケース1

35歳のとき、子宮筋腫で  
9日間入院および  
手術をされた場合



女性疾病入院給付金 **4.5万円**  
 疾病入院給付金 **5万円**  
 入院初期加算給付金 **5万円**  
 手術・放射線治療給付金 **10万円**  
 お支払合計額 **24.5万円**

ケース2

50歳のとき、脳内出血で  
150日間入院および  
手術をされた場合



疾病入院給付金 **75万円**  
 入院初期加算給付金 **15万円**  
 手術・放射線治療給付金 **10万円**  
 お支払合計額 **100万円**

## 選べるオプション

### 女性疾病入院特約(14)

がん(悪性新生物)に加えて、子宮筋腫や妊娠・分娩に伴う合併症などの女性特有の疾病による入院の保障を充実させるための特約です。\*3

### 就労不能障害特約

万が一所定の就労不能障害状態となり働けなくなったとき、一時金で収入をサポートする特約です。

### 5大生活習慣病特約(14)

がん(悪性新生物)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患による入院・手術保障を充実させるための特約です。\*3

### 特定損傷特約

骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療に備えるための特約です。

### がん診断一時金特約(14)

がんの治療に備えるための特約です。

### 先進医療特約

全額自己負担となる先進医療の技術にかかわる費用に備えるための特約です。

### 疾病障害による保険料払込免除特約

疾病により所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みが免除になる特約です。

お客様のニーズにあわせて  
4つの保障のタイプから  
お選びください

	①*4 新教弘医療保険α 初期加算タイプ	②*4 新教弘医療保険α	③ 新教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプ	④ 新教弘医療保険α シンプルタイプ
災害入院給付金・疾病入院給付金	●	●	●	●
3大生活習慣病による支払日数無制限*5	●	●	—	—
1入院の支払限度の変更(60日⇒120日)	●	●	—	—
入院初期加算給付金	●	—	●	—
手術・放射線治療給付金	●	●	●	●
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	●	●	●	●
保険期間	終身	終身	終身	終身・定期

\*4 「新教弘医療保険α」(①・②)には、「3大生活習慣病入院特約」と「支払限度変更特約」が付加されています。  
\*5 「3大生活習慣病による支払日数無制限」は、「疾病入院給付金」が対象となります。

\*3 「支払限度変更特約」が付加された場合、「女性疾病入院給付金」「5大生活習慣病入院給付金」の支払限度も変更されます。  
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## ①新教弘医療保険α初期加算タイプ

保険料 払込期間	契約年齢						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	5,085円	5,950円	7,030円	8,770円	11,965円	18,540円	—
65歳満了	4,575円	5,240円	5,990円	7,145円	9,120円	12,530円	19,350円

## ②新教弘医療保険α

保険料 払込期間	契約年齢						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	3,595円	4,215円	4,980円	6,215円	8,460円	13,085円	—
65歳満了	3,235円	3,705円	4,240円	5,060円	6,440円	8,830円	13,620円

## ③新教弘医療保険αシンプル・初期加算タイプ

保険料 払込期間	契約年齢						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	4,825円	5,625円	6,595円	8,175円	11,095円	17,115円	35,190円
65歳満了	4,360円	4,960円	5,635円	6,675円	8,475円	11,590円	17,830円

## ④新教弘医療保険αシンプルタイプ

保険料 払込期間	契約年齢						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	3,335円	3,885円	4,550円	5,620円	7,590円	11,665円	23,890円
65歳満了	3,010円	3,430円	3,885円	4,585円	5,800円	7,895円	12,095円

※保障内容例に記載の「女性疾病入院特約(14)」を付加される場合には、別途特約保険料が必要になります。

## ご契約に際しての留意事項

- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、1泊2日以上以上の入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払いします。
- 同一または医学上重要な関係がある疾病によって1泊2日以上以上の入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払いします。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が1泊2日以上10日以下の場合は、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金は重複してお支払いしません。
- 同じ日に2つ以上の手術を受けた場合は、お支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 次の手術については、公的医療保険の手術料の算定対象となる手術であってもお支払対象外となります。

・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・抜歯手術 ・外耳道異物除去術 ・鼻内異物摘出術 ・骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 ・涙点の閉鎖術 ・分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膈壁)裂創縫合術  
・鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

- 放射線治療を受けられた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けられたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として手術・放射線治療給付金をお支払いします。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けられたものとみなします。
- 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金は保険期間を通じて1回の給付を限度とし、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後の手術に対してお支払いします。また骨髄幹細胞・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、お支払いの対象となりません。
- この保険には、下記の特則を付加することができます。

名称	内容	留意事項
3大生活習慣病入院特則	3大生活習慣病の治療を目的とした入院については、疾病入院給付金のお支払限度はないものとして取り扱います。	この特則のみを解約することはできません。
支払限度変更特則	災害入院給付金および疾病入院給付金の1入院のお支払限度が支払限度変更日以後、60日から120日に変更されます。	

- この保険には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。保険期間「終身」の場合、保険料払込期間満了後の解約返戻金は「基本入院給付金日額の10倍」となります。
- この保険には死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡され解約返戻金がある場合には解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。
- この保険には満期保険金はありません。
- 契約者貸付、保険料の自動振替貸付、保険期間・保険料払込期間の変更、払済保険・延長定期保険への変更のお取扱いはできません。
- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

## ご加入資格

公益財団法人日本教育公務員弘済会の会員の方のうち、学校、その他の教育機関に勤務する教職員及びこれに準ずる方で、満60歳以下の方。

## ご契約の際には「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- 「契約概要」は、ご契約のお申込みを検討いただく際に保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に、特にご注意ください事項を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約について大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。  
「ご契約のしおり・約款」記載事項の例 / ◆契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について ◆健康状態・職業などの告知義務について  
◆保険金・給付金などを支払わない場合または保険料のお払込みを免除できない場合について ◆解約と解約返戻金について  
◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

## 保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険です。

「保険種類のご案内」は最寄りの営業所にごございますので当社のライフプラン・コンサルタントにお尋ねください。

■パンフレットに記載しております様々なお取扱いについては、実際に取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内での取扱いとなります。

■当社のライフプラン・コンサルタントは、お客様と当社の保険契約締結の媒介をする者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって生命保険契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



## ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター 教職員のお客様 **0120-37-9419** 通話料無料  
一般のお客様 **0120-37-2269**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。